

境界確定申請者が外国に在住している場合の申請書添付書類

(A) 在外公館（日本領事館等）で印鑑登録が可能な場合

- 土地境界確定申請書

住所地の在外公館（日本領事館等）に印鑑登録した印鑑で押印する。

- 住民票

住所地の日本領事館（在外公館）で発行される在留証明書を添付する。

- 印鑑証明書

住所地の日本領事館（在外公館）に印鑑登録し、そこで発行される印鑑証明書を添付する。

- 委任状

住所地の在外公館（日本領事館等）に印鑑登録した印鑑で押印する。

- 承諾書

委任者（委任された者）が署名し、委任者の実印で押印する。

(B) 在外公館（日本領事館等）で印鑑登録が不可能な場合

- 土地境界確定申請書

住所地の在外公館（日本領事館等）へ申請書を持ち込み、署名（サイン）と合わせて、署名（サイン）証明書を貰い、添付する。

- 住民票

住所地の日本領事館（在外公館）で発行される在留証明書を添付する。

- 印鑑証明書

不要。

- 委任状

住所地の在外公館（日本領事館等）へ委任状を持ち込み、署名（サイン）と合わせて、署名（サイン）証明書を貰い、添付する。

- 承諾書

委任者（委任された者）が署名し、委任者の実印で押印する。